

(4)水道の基盤強化に向けて取り組むべき今後の課題

1. 平成30年改正水道法の施行状況

(1) 広域連携の推進

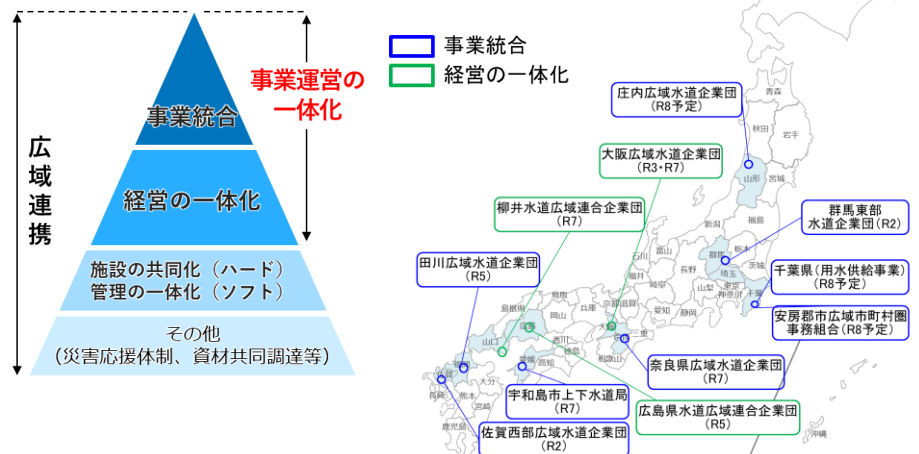
- 広域連携は、人材の確保や施設の効率的運用、経営面のスケールメリットの創出等、基盤強化の観点から有用
- 平成30年水道法改正により、都道府県に水道事業者等による広域連携を推進する責務等を規定。改正法の施行に先立ち、都道府県に「水道広域化推進プラン」の策定を要請。全47都道府県において策定済。今後、水道基盤強化計画への移行を推進
- 法施行(令和元年10月)以降、複数自治体による事業運営の一体化が進展(9件(令和8年4月に3件開始予定))

1. これまでの主な施策

- 平成30年水道法改正により、都道府県に広域連携を推進する責務等を規定
- 平成31年1月に厚生労働省・総務省連名通知で「水道広域化推進プラン」の作成を都道府県に要請
- 令和6年11月に「上下水道政策の基本的なあり方検討会」設置。令和8年1月の第2次取りまとめにおいて、執行体制の強化に向けた事業運営の一体化(事業統合または経営の一体化)をはじめとする広域連携を国主導で推進する方針を決定
- 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等に対する財政支援を実施

2. 現状

- 全47都道府県において「水道広域化推進プラン」を策定済。各都道府県から示された圏域は全国で234圏域
- 水道基盤強化計画は3府県策定済、6県策定中(R7.3時点)
- 令和元年10月以降の複数自治体の事業運営の一体化は9件(74事業者)(令和8年4月に3件開始予定)



3. 今後の対応策

- 水道の広域連携推進に向けたモデル事業、水道広域化検討の手引き(H20)の改訂などによる技術支援を実施
- 令和8年度予算案において、2以上の自治体による給水人口10万人以上の事業運営の一体化を行う事業に対し、施設整備に必要な経費について財政支援を実施する新たな補助制度を創設

(1) 広域連携の推進(R1.10以降の実施例)

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	平成28年4月に群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合。その後、令和2年4月に用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合
R3.4 R7.4	大阪広域水道企業団	1,106,720人 ※10市8町1村の 計画給水人口の 合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中。工業用水道事業者・用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市5町（うち1町は令和6年4月から事業開始）、令和3年4月に2市2町、令和7年4月に5市と経営の一体化
R5.4	田川広域水道企業団	94,150人	平成31年4月に福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化。令和5年4月に事業統合
R5.4	広島県水道広域連合企業団	587,305人	広島県内の工業用水道事業者・用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化
R7.4	奈良県広域水道企業団	889,965人	奈良県内の用水供給事業者（奈良県）と水道事業者（26市町村）が事業統合
R7.4	宇和島市	69,217人	愛媛県南予地域の水道事業者（1市）と用水供給事業者（1企業団）が事業統合
R7.4	柳井地域広域水道企業団	77,604人	山口県柳井地域の用水供給事業者（1企業団）と水道事業者（1市2町1企業団）が経営の一体化
R8.4 (予定)	庄内広域水道企業団	229,500人	山形県庄内地域の水道事業体（2市1町）が事業統合
R8.4 (予定)	千葉県水道用水供給事業	480,100人 ※受水市町村の計画 給水人口合計	千葉県の九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業（2企業団）が事業統合
R8.4 (予定)	安房郡市広域市町村圏 事務組合水道事業	107,700人	千葉県安房地域の水道事業（2市1町1企業団）が事業統合

(2) 適切な資産管理の推進 ①水道施設台帳の作成・保管

- 水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携や官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであり、適切に作成及び保存することが必要
- 水道事業者等は概ね水道施設を作成済。一部の未作成事業者等に対して引き続き作成に向けて指導
- 管路情報を電子媒体で管理している水道事業者等は全体の約67.1%であり（紙媒体との混在を含めれば約95%）、今後、すべての水道事業者等において、管路情報を電子媒体で管理すること（紙ゼロ）を目指す

1. これまでの主な施策

- 平成30年度に「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を策定
- 平成30年水道法改正で、水道事業者等の義務として規定（水道技術管理者が行う事務に位置づけ）
⇒令和4年10月1日に改正法施行（第22条の3関係）
- 毎年度、作成状況を調査するとともに、令和4年10月以降、未作成の事業者名を公表
- 上下水道DX推進検討会最終とりまとめ（令和7年6月）において、管路情報を紙媒体で管理している水道事業者等を令和9年度末でゼロにすることをKPIに設定
- 令和7年度より台帳情報のクラウド化を予算支援対象に追加し、電子化を推進

3. 今後の対応策

- 水道施設台帳が未作成の水道事業者等に対しては、認可権者である都道府県に対し、水道事業者等に対する適切な指導を行うよう要請

2. 現状

- 水道事業者等の作成率：96.5%（1906/1975）（R7.10.1時点）
 - 大臣認可の水道事業者等：99.3%（440/443）
※未作成3事業者については令和7年度末に作成完了予定
 - 都道府県知事認可の水道事業者等：98.8%（917/928）
 - 簡易水道事業者：90.9%（549/604）
※簡易水道は、簡易水道事業が存在する市町村等の数
- すべての管路情報を電子媒体で管理している水道事業者の割合：67.1%（926/1380）（紙媒体との混在を含む約95%）（R7.4時点）

年度	整備	概ね整備	あまり整備していない	整備していない
H28.12	32.2% (526)	50.7% (2561)	32.2% (1625)	6.6% (335)
R7.10	作成済 96.5% (1906/1975)	未作成 3.5% (69/1975)		

(2) 適切な資産管理の推進 ②水道施設の維持・修繕

- 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、点検を含む維持・修繕を適切に実施する必要
- 平成30年法改正にて点検頻度が規定されたコンクリート構造物については、多くの水道事業者等において点・修繕を実施しているが、一部の未実施事業者に対して引き続き指導

1. これまでの主な施策

- 平成30年水道法改正により、水道事業者による維持・修繕について義務化。併せて、点検について、水道技術管理者の事務に追加

※水道施設のうち、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なもの)はおおむね5年に1回以上の頻度を規定

- 令和元年に「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を策定
- 和歌山市における水管橋崩落事故を受け、水管橋及び橋梁添架管に対しても、5年に1回以上の点検等を義務付け(水道法施行規則改正(令和6年4月1日施行))

2. 現状

- 法施行前の平成28年時点において、コンクリート構造物の日常点検の実施率は約61%、定期点検の実施率は約9%
※日常点検: 巡視時の目視点検、定期点検: 目視点検とテストハンマやクラックスケールを併用した検査、潜水業者による点検等

- 平成30年法改正にて点検頻度が規定されたコンクリート構造物の点検実施率は82.9%(大臣認可94.3%、知事認可77.4%)で、点検により修繕が必要になった箇所の修繕実施率は89.3%(大臣認可94.1%、知事認可85.9%)(令和6年度末時点)

- 水管橋の点検実施率は83.4%(大臣認可93.6%、知事認可78.2%)で、点検により修繕が必要になった箇所の修繕実施率は93.2%(大臣認可94.7%、知事認可90.3%)(令和6年度末時点)

対象水道施設	点検の実施事業者数	修繕の実施(着手済み含む)
コンクリート構造物 (R1.10.1施行)	82.9% (1131/1364事業)	89.3% (693/776事業)
水管橋 (R6.4.1施行)	83.4% (1093/1311事業)	93.2% (723/776事業)

※対象施設がない、修繕が必要な施設がないと回答した事業者を除く
※簡易水道事業者を除く

3. 今後の対応策

- 点検頻度をおおむね5年に1回以上と規定しているコンクリート構造物(水密性を有するもの)の点検実施状況について、法改正の施行(令和元年10月1日)から5年以上経過したことを踏まえ、水道事業者等に調査を行い、点検未実施事業体に対して指導
- 水管橋等に係る点検及び点検等を義務付ける省令改正が令和6年4月1日から施行されたことを踏まえ、引き続き、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を周知

(2) 適切な資産管理の推進 ③水道施設の計画的な更新等

- 水道事業者は、アセットマネジメントを実施し、中長期的な水道施設の更新に関する費用を含む事業に係る収支の見通しを作成・公表するとともに、水道施設の計画的な更新を進めることが必要
- 法改正以降、アセットマネジメントのタイプ4Dの実施、収支の見通しを作成・公表している水道事業者等が増加

1. これまでの主な施策

- 平成21年に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を策定
- 平成25年に「簡易支援ツール」を作成
- 平成30年改正水道法において、計画的な施設の更新に係る努力義務を規定
- 令和7年度当初予算より、点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を策定する際に必要な経費を支援対象に追加

2. 現状

- アセットマネジメントの実施率は92.4%(大臣認可98.6%、知事認可89.5%)(令和6年度末時点)
- 収支の見通しを作成・公表している事業者は約31%(平成30年12月)から約84%に増加(令和6年度末時点)

年度	アセットマネジメント 実施事業者数	タイプ4D※
H30.12	83.9% (1177/1403事業)	11.3% (133/1177事業)
R7.3	92.4% (1273/1377事業)	29.7% (378/1273事業)

※アセットマネジメントのタイプは、簡易型、標準型、詳細型に分類される。タイプ4Dは詳細型であり、水道施設の規模及び配置の適正化、適切な水道料金水準等資金確保の検討を行うもの

※簡易水道事業者を除く

3. 今後の対応策

- タイプ4D(詳細型)について詳細に解説を加えた「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」の改訂・周知
- 引き続き、アセットマネジメントの実施、レベルアップ等について水道事業者等に対し指導・助言を実施

(3)官民連携の推進

- 官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するもの
- 平成30年改正水道法により創設した水道施設運営権の設定に係る許可は1件(1件実施予定)
- 管理・更新一体マネジメント方式と公共施設等運営事業(コンセッション事業)を総称して「水の官民連携」(ウォーターPPP)として導入拡大を図ることとし、事業件数10年ターゲット(水道分野100件)を設定(目標年度令和13年)。目標達成に向け、引き続き取り組む

1.これまでの主な施策

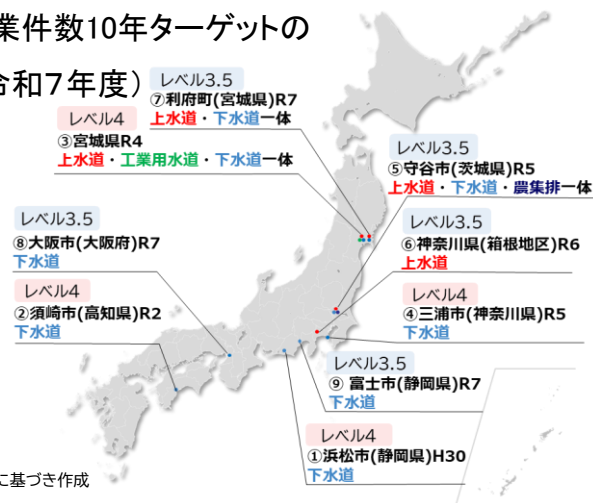
- 平成30年水道法改正において、水道施設運営権の設定に係る許可制度を創設(地方公共団体事業型のコンセッション制度の創設)
- 管理・更新一体マネジメント方式と公共施設等運営事業を総称して「水の官民連携」として導入を図ることとし、具体化を狙う事業件数10年ターゲット(100件)(目標年度令和13年)を設定
- 平成22年度から「水道分野における官民連携推進協議会」(現「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」)を開催し、水道事業体や民間企業が参加したフリーマッチングを実施
- 令和6年3月「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂
- 「官民連携等基盤強化推進事業」で官民連携の検討に要する費用に対する財政支援を実施

3.今後の対応策

- 「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等を開催し、水の官民連携を含む官民連携の制度や効果等の周知、官民マッチングを推進

2.現状

- 水道施設運営等事業は1件実施中(宮城県)、1件実施予定(愛知県)
- 「水の官民連携」は、令和8年3月現在、水道分野で4件が事業実施中。令和8年4月に新たに京都府城陽市、熊本県荒尾市において事業開始予定
- 「水の官民連携」の事業件数10年ターゲットの具体化件数は33件(令和7年度)



(出典)国土交通省調査に基づき作成

2. 水道の諸課題に係る検討会における検討状況

水道の諸課題に係る有識者検討会について

- 六十谷水管橋事故等を受けて、水道に係る課題の洗い出しと改善に向けた検討につなげるため、令和4年5月に水道の諸課題に係る検討会を設置。令和6年4月に国土交通省に水道行政が移管された後も継続実施
- これまで合計12回に渡り、水道の諸課題に関して検討

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
水道の基盤強化	水道の基盤強化に関する施策の実施状況等			水道の基盤強化に向けて取り組むべき今後の課題(今回)
資産管理	水管橋崩落を受けた今後の水道施設の維持管理制度	運搬送水	水道事業の経営基盤強化(水道カルテ)	水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引きの改訂(今回)
水道施設の耐震化				水道管路が満たすべき耐震性能(水道法技術基準省令改正)
水道水質	水道資機材の基準 水道事業者等が行う定期的水質検査等	PFOS及びPFOAの濃度低減化に向けた取組み 水道事業者等が行う定期的水質検査等	水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応事例集 鉛製給水管の解消に向けた取組	PFOS及びPFOA対応マニュアル(今回) 鉛製給水管の解消に向けた取組
給水装置工事		給水装置工事主任技術者に関する制度	水道分野におけるスマートメーター導入促進	水道分野におけるスマートメーター導入促進(今回) 給水装置工事の標準的な申請書(今回)
その他(資格要件、脱炭素)	布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件	水道事業の脱炭素化		

ご議論いただきたいこと

- 水道は、国民生活に必要不可欠なインフラである一方、水道事業は、人口減少社会に伴う料金収入の減少、施設の老朽化・耐震性の不足、職員の高齢化、人手不足など、多くの課題を抱えている。

- 安全かつ強靱な水道を次世代に確実に引き継いでいくため、水道の基盤強化に向けて取り組むべき「今後の課題」は何か。
 - ・当面の課題
 - ・中長期的な課題

【参考資料】

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、国土交通大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日)